第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　（略）

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（注２）資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

（注３）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　（略）

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	3,200
		⑵　オホーツク海の海域	52,900
		⑶　太平洋の海域	101,900

第４　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

１　（略）

２　第３の４の表に掲げる第１種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	
6	するめいか	沖合底びき網漁業	
		大中型まき網漁業	
		いか釣り漁業	
		小型するめいか釣り漁業	
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	

（注１）指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記１と同様とする。

（新設）

（注２）さんま、すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにについては、第３の４の表に掲げる管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第５　指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

１　（略）

２　第４の２の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

（単位：トン）

	第１種特定海洋生物資源	操業区域	数量
1	すけとうだら	⑴　日本海の海域	
		⑵　オホーツク海の海域	
		⑶　太平洋の海域	